

### 1. 学費の口座振替について

昭和第一学園高等学校

- (1) 学費の納付は“預金口座振替依頼書”でご登録頂いた口座からの自動引落となります。
- (2) 引落口座への入金、必ず口座振替日の前日までにお願いいたします。  
(振替日当日の入金では、引落としができません。)
- (3) 引落口座の預金通帳摘要欄には、「DF.SDGガクヒ」と印字されます。
- (4) 学費の引落しに係る年間手数料は、生徒積立金から徴収いたします。

### 2. 学費の内訳について

(単位:円)

学科 コース		第1期	第2期	第3期	第4期	年間計	
普通科	特別選抜コース	208,350	173,350	173,350	173,350	728,400	
普通科	選抜進学コース	199,350	164,350	164,350	164,350	692,400	
普通科	総合進学コース	163,350	128,350	128,350	128,350	548,400	
工学科		171,650	129,650	129,650	129,650	560,600	
内 訳	授業料	105,150	105,150	105,150	105,150	420,600	
	設備維持費	10,200	10,200	10,200	10,200	40,800	
	施設設備費	1年次の施設設備費は、入学時の手続費用に含まれております。					
	実験実習料	特選	3,000	3,000	3,000	3,000	12,000
		選進	3,000	3,000	3,000	3,000	12,000
		総進	3,000	3,000	3,000	3,000	12,000
		工学	6,300	6,300	6,300	6,300	25,200
	生徒積立金 ※( )内は進学学習指導費	特選	60,000	55,000	55,000	55,000	225,000
			(45,000)	(45,000)	(45,000)	(45,000)	(180,000)
		選進	51,000	46,000	46,000	46,000	189,000
			(36,000)	(36,000)	(36,000)	(36,000)	(144,000)
		総進	15,000	10,000	10,000	10,000	45,000
	工学	20,000	8,000	8,000	8,000	44,000	
生徒会費		13,000	左記の金額には生徒会入会金 1,000 円が含まれています。			13,000	
保護者の会費		5,000	左記の金額には保護者の会入会金 1,000 円が含まれています。			5,000	
後援会費		12,000				12,000	
2020年度引落予定日		6月12日(金)	9月14日(月)	11月27日(金)	1月12日(火)		

※ 生徒積立金は、実力診断テスト、校外授業、芸術鑑賞会、日本スポーツ振興センター(災害共済給付制度)、ロードレース、メール配信、学費引落手数料、検尿などの諸費用等として充当し、翌年度の4月頃に会計報告をいたします。行事欠席等により返金が生じた場合は、年度末に生徒を通じて返金いたします。

※ 普通科特選・選進コースの進学学習指導費につきましては、裏面の“4. 進学学習指導費について”をお読みください。

※ 就学支援金の受給状況により、第3期・第4期の引落し金額が異なる場合がございます。詳しくは裏面の“5. 就学支援金の控除について”をお読みください。

裏面も必ずご覧下さい。

### 3. 学費についての注意事項

- (1) 残高不足等により学費が引落しできなかった場合は、後日配信するメールにて納入方法をご確認下さい。
- (2) 学費に精算金が生じた場合は、登録の学費振替口座への振込にて返金いたします。
- (3) 就学支援金の支給結果を受けて第3期の学費を計算するため、今年度の第3期学費の引落しは11月27日(金)に行います。

### 4. 進学学習指導費について

- (1) 特別選抜コース・選抜進学コースは、生徒積立金（45,000円/年）に加え、進学学習指導費を徴収いたします。特別選抜コースは180,000円/年、選抜進学コースは144,000円/年となります。
- (2) 進学学習指導費は授業料等と合わせて学費振替日に引落されます。

### 5. 就学支援金の控除について

- (1) 本制度は授業料が対象の制度で、設備維持費・施設設備費・実験実習料・積立金・諸会費等は控除の対象外です。
- (2) 就学支援金を申請し、受給が決定された方は、表面“2. 学費の内訳について”の図表にある、第3期と第4期の授業料に充当され、実際の引落し金額は控除後の金額となります。控除後の学費引落金額は、11月中旬頃に通知いたします。
- (3) 今年度の就学支援金が、第3期・第4期の授業料から控除しきれない場合は、年度末に清算金として学費振替口座へお振込みいたします。
- (4) 就学支援金制度の申請については別紙“申請手続きのお知らせ”を必ずご確認ください。

#### 【学費納付についての規定】

- (1) 生徒がその在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料および実験実習料、設備維持費は年額を4期に分けた1期分を定められた該当月の始業の日から10日以内に納入しなければならない。「学則第28条第1項」抜粋
- (2) 当該学年の授業料並びに実験実習料、施設設備費、設備維持費を納入しない場合は進級並びに卒業を認めない。また督促を受けても所定の手続を経ず納入しない場合は退学を命ずることがある。「学則第28条第2項」抜粋

ご不明な点がございましたら、本校事務室（Tel 042-536-1611）までお問い合わせ下さい。